

生徒心得

この生徒手帳及び身分証明書は常に携帯し、提示を求められた時は、いつでも提示できるようにしておくこと。

1 教科学習について

(1) 教科・科目の履修

本校の生徒は、各学年において前頁に示す教科・科目を履修しなければならない。

(2) 時間割

8:45 登校(朝学習開始)		
通常(50分)		短縮(45分)
8:45 ~ 9:00	S H R	8:45 ~ 9:00
9:00 ~ 9:50	第1時限授業	9:00 ~ 9:45
10:00 ~ 10:50	第2時限授業	9:55 ~ 10:40
11:00 ~ 11:50	第3時限授業	10:50 ~ 11:35
12:00 ~ 12:50	第4時限授業	11:45 ~ 12:30
12:50 ~ 13:30	昼 休 み	12:30 ~ 13:10
13:30 ~ 14:20	第5時限授業	13:10 ~ 13:55
14:30 ~ 15:20	第6時限授業	14:05 ~ 14:50
17:00 一般生徒下校・部活動終了		

(3) 考查と成績評価

年間に行われる一斉考查は次の通りである。

1学期……中間考查 2学期……中間考查
……期末考查 ……期末考查

3学期……学年末考查

期末の成績は、中間考查、期末考查のほかに平常のテスト、提出物、平常の学習状態などを参考にして、1・2年生のⅠ・Ⅱ学期の評価は10段階とし、1・2年の学年末と3学年の全ての評定は5段階とする。

《 考查中の生徒心得 》

- ① 考查中は出席番号順に座る。ただし3年生で選択科目受験者は、出席簿順に座る。
- ② 各時限始まりの合図前に必ず着席している。
- ③ 机の中には何も入れない。下敷・筆箱の使用は禁止。
- ④ 終了後、監督の先生が答案用紙の確認をするまで座って静かに待つ。
- ⑤ 不正行為は絶対に行わない。
- ⑥ 考查1週間前、考查中及び考查1週間後までは、職員室は入室禁止とする。

2 特別活動について

特別活動とは、教科以外の学校活動のすべてを指すもので、ホームルーム活動・部活動およびこれらを統合する生徒会活動や文化祭・体育祭などの行事もこれにはいる。これらはいずれも先生の指導の下に生徒が自発的に活動するもので、教室における授業と共に学校教育の大切な部分であるから、生徒は積極的にこれに参加しなければならない。

(1) ホームルーム活動について

学校を形作っている単位はホームルームである。生徒はいずれかのホームルームに所属し、学級担任の指導のもとに立派な学校生活を送るためのホームルーム作りに努めなければならない。何でもわからないこと、心配なことがあったら学級担任に相談し、ホームルームの友人の協力によって解決するように努めるがよい。

(2) 生徒会と部活動について

本校生徒はすべて本校生徒会に所属する。したがって常に生徒会の活動に積極的に関心を持ち、その役員選挙などにも進んで立候補するぐらいの気構えをもちたいものである。また部は生徒会の下部組織である。

3 通学について

(1) 始業、終業時刻は下記の通りである。

始業 8:45

終業 15:20

(2) 一般生徒の下校時間は17:00である。図書館で勉強するものと部活動を行うものも同じである。

(3) 登校後、外出の必要のある場合は、学級担任の許可を得て、外出許可証を携行すること。

(4) 出欠席については、次のことを心得ておくこと。

① 欠席・遅刻・早退の場合は事前に保護者から学校に連絡する。やむを得ない場合は、事後に学級担任に届け出ること。なお病気で早退するときは、保健室の承認を得てから学級担任に連絡すること。

② 学校感染症(麻しん、水痘、耳下腺炎、腸パラ、赤痢、流行性結膜炎、結核など)にかかった時は、医師の証明を提出することにより出席停止扱いとなる。又登校する場合は治癒証明を提出する。

③ 親族内に不幸のあった場合は、下の基準により忌引取扱いを受ける。

父 母 7日以内 兄弟姉妹 3日以内

祖父母 3日以内 伯(叔)父母 1日以内

警報等の発令に伴う措置について

東京23区に警報が発令された場合、原則として以下の措置をとる。ただし、状況によっては、企画調整会議を開催して校長が決定する。

下記のいずれかの地域に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「高潮」の警報が発令された場合、以下の措置をとります。
(注意報ではありません)

*対象地域

「葛飾区、墨田区、江戸川区、足立区、江東区、台東区」

1 午前6時において発令されていない場合

8:30登校 (平常どおり)

2 午前6時において発令されている場合 自宅待機

その後

3 午前9時において発令されていない場合 13:30登校

(午前6時から午前9時に解除された場合)

4 午前9時において発令されている場合 終日自宅待機

※ 前日及び当日に京成線、東武線、JR山手線に計画運休が発表された場合は終日休校とする。

※ 鉄道等の混乱がある場合や安全上の問題がある場合は、保護者の判断で登校させないでよい。この場合、出席上不利に扱わない。

(5) 交通事故防止上、通学・学校行事及び部活動等におけるバイク使用は禁止する。

[補則]

バイク通学に関する規定

以下を特別指導の対象とする。

① 学校にバイク・車を使用(同乗)して登校した場合。
(平日、休日、私服、制服は問わず指導の対象とする。)

② 授業時間(8:45～15:30)と登下校にかかる時間帯に

学校付近でバイク・車を使用(同乗)した場合。

(選択で授業のない者, 一度帰宅した者, 欠席, 早退, 遅刻者も指導の対象とする。)

- ③ 制服を着てバイク・車を使用(同乗)した場合。
(日・休日:使用した場所は問わず指導の対象とする。)
- ④ 参加すべき学校行事, 生徒会活動の時間と, 登下校又は集合・解散場所から自宅までにかかる時間にバイク・車を使用(同乗)した場合。
(一度帰宅した者, 欠席, 早退, 遅刻者も指導の対象とする。また, 平日, 休日, 使用した場所は問わず指導の対象とする。)

※ 生徒会活動には, 委員会・部活動も含まれる。

4 授業料・諸費の納入及び証明書の発行について

- (1) 授業料は, 「預金口座振替」か「納入通知書により金融機関へ納付」の, いずれかの方法により, 所定の期日までに納入すること。諸費は, 「預金口座振替」(納入通知書による納付はできません)により, 所定の期日までに納入すること。
- (2) 諸証明書(在学証明書, 旅客運賃割引証など)の発行は, 発行申請書等の所定様式に必要事項を記入し, 経営企画室窓口へ提出する。発行は, 申込日の翌日の放課後以降とする。

5 所持品について

- (1) 所持品には必ず記名し, 紛失を防ぐこと。貴重品はなるべく所持せず, 止むを得ない時は, 貴重品袋に入れて学級担任に預けること。
- (2) 紛失物, 拾得品があった時は, 必ず生徒指導部遺失物係の先生に届けること。

6 保健衛生について

- (1) 睡眠, 食事に注意し, 規則正しい生活で健康の保持増進に努めること。
- (2) 冬期インフルエンザの流行を防ぐため手洗い, うがいを励行し, 教室の換気に注意すること。
- (3) 常に校舎内, 身の回りの清掃, 整とんに注意する。

7 服装に関する規則

- (1) 服装は学校指定の制服を着用する。
- (2) 男子の制服は指定のブレザー・スラックス・白ワイシャツとし, ネクタイを着用する。夏季は上着を脱ぎ, 白ワイシャツまたは指定のポロシャツを着用する。
- (3) 女子の制服は指定のブレザー・スカートまたは女子用スラックス・白ブラウスとし, リボンまたはネクタイを着用する。夏季には上着を脱ぎ, 指定のスカートまたは女子用スラックス・白ブラウスまたは指定のポロシャツを着用する。
- (4) 冬服着用期間は10月1日から翌年5月31日まで, 夏服は6月1日から9月30日までとする。ただし, 10・5月は調整期間とし, 夏・冬どちらの服装でもかまわない。
- (5) 登下校は必ず靴履き(ローファーかそれに類する革靴, または運動靴に限る。ブーツ, サンドル類は認めない。)とし, 校内では上履き(指定), 体育館履き(指定), 下履き(その他の運動靴)の区別を厳守する。
- (6) 異装をする場合は, 必ず学級担任に届け出て許可を得る。
- (7) すべての服装は質素・清潔に心がけ, 華美・粗野に流れないように留意する。
- (8) 頭髪については, 原則として手を加えないこと。染毛・脱色などは禁止する。

[補則]

冬服着用期間中、ブレザーの下にセーターの着用を認める。
ただし、

- ① 白ワイシャツ(女子は白ブラウスまたは白ワイシャツ)の襟がかくれないもの、従ってVネックまたはそれに類するものを着用する。
- ② 無地で色は白、黒、茶、灰、紺、ベージュにかぎる。制服に手を加えて形を変えたりすることを禁止する。男子の夏季の制服の場合、白のワイシャツは必ずズボンの中に入れて着用する。また、女子は、ブラウスやワイシャツの襟を折り込んだり、胸を大きく開けたりするような着方はしない。
靴下は、白または紺系統が望ましい。
化粧品やそれに類似するものをつけてはいけない。ピアス・付け爪・ジェルネイル・派手なマニキュア等華美な爪の装飾、エクステなどの装飾品を身につけてはいけない。

8 諸届けについて

- (1) 下記の諸届けは決められた様式によって学級担任に届け出ること。(様式は担任より指示をうける)
欠席届、長期欠席届、住所変更届、休学申請書、臨時外出許可証
- (2) 下記諸届は生徒手帳の諸届欄に記入し、担任、保護者の認印を受けること。
遅刻・早退・欠課・見学
ただし、長期見学願は診断書を添付して教科担任へ届け出ること。
- (3) 以下の諸届はきめられた形式により学級の担任の印をもらい生徒指導部に届け出ること。
異装許可願、紛失盗難届
- (4) 教室使用願は各教室責任者の承認を得てから生徒指導部に届け出ること。

- (5) 特活に関する届(居残り活動、朝の練習、休日の活動、対外試合などの届)は、その3日前までに決められた様式により、責任者が指導教諭を経て生徒指導部に届け出ること。
- (6) 原則としてアルバイトは禁止する。ただし特別な理由がある場合は学級担任に相談すること。

9 禁止事項について

- (1) 違法行為
- (2) 飲酒・喫煙
- (3) バイク(自動車)通学
- (4) カンニング・不正行為
- (5) 威嚇や暴言
- (6) 暴力行為
- (7) いじめ
- (8) 授業妨害(携帯電話の不正使用等含む)
- (9) 指導無視
- (10) 他人の金品を盗る行為
- (11) 器物破損
- (12) 無断外出
- (13) 危険行為
- (14) 高校生の立入禁止場所への立ち入り
- (15) 金銭の要求・強要
- (16) 賭け事
- (17) 頭髪・身だしなみ(服装・履物)等違反
- (18) 迷惑行為(SNS不適切掲載含む)、他
これら生徒の本分を乱す者は、特別指導をうける。